

ZENBUTSU

全仏



No.
527

仏暦2550年 4月
[2007年]



(インド仏跡参拝のあいまに「牛」 撮影 白川 淳敬氏)

CONTENTS

報告 ————— 「論点・視点 ③」 日本仏教界への提言

加盟団体をゆく<第三回> 愛媛県仏教会
判例に学ぶ ①
警視庁からの協力要請について
第二回 同和・人権問題連絡協議会開催

論点・視点

③

日本仏教界への提言―国語教育を応援しよう―

東京医療保健大学教授 菅原 伸郎

教育基本法が昨年暮れ、自民党と公

明党によって改定された。旧法の一部手直しを求めてきた全日本仏教会としては、喜ばしい成果といえるのだろうか。無謀な戦争への反省が薄められるなど、失ったものも大きいとは思いますが、いまは今後のことを考えるほかない。仏教界は学校教育に何を期待すべきなのだろう。

教育基本法、変えてはみたが

新法の第一五条によって「宗教に関する一般的な知識」の指導が再確認された。この宗教知識教育は旧法でも可能だったし、昭和二十年代にはかなり教えられてもいたが、道徳教育の導入を境に途絶えていたのだ。

これを機に、たとえば十字軍、仏教伝来、鎌倉仏教の誕生、一向一揆、廃仏毀釈といった項目を、歴史や地理の授業で少しは詳しく教えるようになるかもしれない。さらに、カルトや迷信や呪術に対する警戒といった安全教育が強化され、旧法にもありながら放置されてきた宗教的寛容の指導も始まる

のであれば、一つの前進である。

しかし、学習指導要領を改定し、教科書を編集し、教室でいざ指導となると、いろいろ問題が出てくる。先の安全教育にしても、たとえば「危険な宗教」の議論が必須だろうが、与党の公明党と創価学会は神経をとがらせ、注文をつけてくるかもしれない。

第二条第五項には「伝統と文化を尊重」という条項も加えられた。これを「伝統仏教」の文脈で取り上げるとして、たとえば加持祈祷については理科教育との兼ね合いでどう語るのか。大切なキーワードとして「浄土」を語るとして、死後往生か、生前往生か、どう語っても浄土系諸教団の中では一騒ぎになるだろう。

「宗教に関する一般的な知識」の指導は結局のところ、文部科学省や学校現場の「やる気」にかかってくる。現在は新法に基づく教育振興基本計画が練られている段階だが、本音は「火中の栗を拾いたくない」だろう。先のような問題についてさえ、仏教界内部が甲論乙駁なのだから、それも当然だ。

そうなると、価値判断を避けて事実だけを羅列する、といった無味乾燥の記述に終わりそうな気もする。

道徳教育には限界

表面的な知識教育だけでなく、いじめや犯罪の低年齢化といった課題を踏まえて、宗教のもつと深い世界を教えたい、という声もある。といって、日本のような多宗教社会では、公立校で特定の宗教宗派に肩入れする指導はできない。そこで、教育界は戦前から「宗教的情操教育」という分野を模索してきた。諸宗教に共通する、普遍的な宗教心を教えるねらいだ。

具体的には、道徳の授業で「人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める」(学習指導要領)ことになってきた。一九六六年に中央教育審議会が報告した「期待される人間像」が、宗教的情操の根幹は「畏敬」にある、と定めて以来のことである。

しかし、宗教の本質は「畏れ」にあるのではない。詳しくは拙著『宗教の教科書 12週』(トランスビュー刊)をご覧ください。少なくとも、

仏教の本来は「畏れるな」にある。たとえば、法華経の観世音菩薩普門品に「観世音菩薩・摩訶薩は怖畏の急難の中にいて、能く無畏を施す」とあるように、多くの仏典は「無畏」を説いているはずだ。

宗教を知らない教師が「畏れよ」な

どと説いて構わないのだろうか。そして、異常に熱心な先生の場合も危ないかぎりだ。いずれも、妙な世界へ子どもを導きかねないからである。

ともあれ、道徳教育に過大な期待はできないと思う。道徳や倫理とは、社会の「秩序」を教えるものだ。交通规则を守るとか、ゴミをきちんと出すとか、そうした指導も必要ではある。かといって、いじめ、不登校、自殺、犯罪の凶悪化といった今日的課題に対しては限界もある。

道徳教育は「悪いことをしてはいけない」と教えてきた。その通りだが、では、悪いことをしてしまつたら、その後はどう生きるべきなのか。万引きをしてしまった少年に「万引きは犯罪です」と教えても、当人は「それで？」としか思わないだろう。

道徳は本来、悪人の否定・非存在を前提にする。しかし、親鸞聖人の「悪人正機の教え」があるように、仏教はその受容・肯定から始まる。文部科学省や学校現場は、この違いをよく理解してもらいたい。いま必要なのは上からの「秩序」より、むしろ下からの目線、つまり「救い」なのである。

教師の関心を高めよう

祖師や聖者の教えに根ざした指導があつてほしい、と願ってはいる。しかし、現実には教育現場を歩いてみての印象は、絶望的といつていい。何といっ

でも、教育関係者の大多数が宗教に無関心か、無知か、ときには無節操でさえあるからだ。

キリスト教であれ、仏教であれ、あるいは実存主義や唯物論にせよ、自分のこととして深く学んだ教師にはなかなか出会わない。その一方で、星占いやオカルトに関心があったり、通勤用のマイカーに御守りをぶら下げたり、といった迷信先生は珍しくない。

国語や数学などの教科と違って、道徳教育はクラス担任が教えることになっている。ということは、大学で理科や体育を専門に勉強した若者も、教職に就いて学級を受け持ったら、すぐにも「生き方」や「畏敬の念」を教えなければならぬ。これはそもそも無理な仕組みではないか。宗教系大学は別として、教員養成の大学や学部には宗教学や宗教哲学の講座はまだまじく少ない。あつたとしても選択科目が多く、大多数の学生は宗教について何も学ばないままに卒業しているのだ。

すべての教員養成系大学で宗教の授業を「必修」にできないだろうか。他教科との兼ね合いもあるが、それこそ百年の計である。ちなみに、二〇〇五年に開校した東京医療保健大学では「哲学と宗教」二単位が全学生の必修になっており、私自身が担当している。医療従事者には宗教の学びが不可欠との発想からだ、教育従事者にも同じことがいえるはずだ。

ベテランの教師にも学んでいただきたい。といっても、教育委員会主催の「宗教研修」や「坐禅体験」を義務づけよ、といった話ではない。そんなことでは、出席証明をどう稼ぐか、といった話になって、釈尊やイエスの願いからも遠くなる。そうではなく、後輩と先輩とが悩みや悲しみを語り合えるような教員室を育てていくことだ。その中から、たまには宗教書も開く先生が出てくるかもしれない。

それぞれの地域で、教育者と話し合う機会を宗教者たちが作ってはどうかろう。自坊の法話会でもいいし、教区単位で「宗教と教育」といった討論会を開いて招待してもいい。子どもに宗教心を教える前に、まず教師に持つてもらおうよう、働きかけるべきだろう。教育の歴史をひもとけば、「寺子屋」の言葉が示すように、宗教と教育はもとも一体だったはずである。

国語教育の可能性

公立校での宗教教育には、あまりに多くの制約がある。しかも、道徳教育にも期待できないとなると、百年河清をまつしか、制度面では打つ手がなくなりそう。そんな気がしないでもないが、一つの方法として「国語教育の充実」を提唱してみたい。

宗教を教える目的は、江戸幕府がねらったような、体制に従順な民草をつくることではない。檀信徒を維持した

り、ふやしたりするためでもない。そうではなく、子どもたちの日々や長い人生を真に豊かにするためなのだ。いわば「孤独のレッスン」を早めにしておくことである。

前述のように、無関心・無知の教師が宗教をじかに教えることは難しく、危うくもある。しかし、国語の先生たちは、たとえホヤホヤの新米教師であっても、人生を考える「文学」という教材を豊富に持っている。仮に古典や名作の指導のなかで、方丈記、平家物語、徒然草、夏目漱石などの作品を取り上げるとしよう。そのときはおそらく、諸行無常や色即是空や則天去私を語ることになるのである。

詩歌や現代文の指導では、松尾芭蕉や宮沢賢治や金子みすゞ、トルストイやドストエフスキー、あるいは「かめのジョナサン」も「葉っぱのフレディ」も使わせていた。こう。筑摩書房版『高校生のための小説案内』には、参考となる教材が数多く載っている。真宗大谷派学校連合会の宗教教科書『灯』も人生を考えさせる内容で、公立学校向けの国語教科書の編集にも参考になりそう。

作文や日記の添削を通して、子どもの内面に直接かわかることもできる。敬語や書道の指導も、教師の力量によって宗教教育に似た成果があげられるだろう。その指導方法については、無着成恭さんの「山びこ学校」の実践

など、先人たちの蓄積が十分にあるはずだ。クラス担任の教師が仕方なく教える道徳教育に比べ、実りが具体的に期待できるのではなからうか。

ただ、国語の指導が受験対策に毒されつつあることは気になる。あいまいさがつきまとう文学作品より、論旨が明快な小論文を取り上げることが多くなっている。しかし、人生も芸術も右か左か、簡単に色分けできないからこそおもしろいのだ。あるいは、国語の教師までもがそうした指導に自信が持たなくなっているのだろうか。

*

仏教界ではよく「公立校でも宗教を教えよ」という声を聞く。しかし、それが深い世界のことを指すなら、当分は不可能だ。また、それは本来、学校ではなく、宗教者自身が行う仕事ではないか。それならばむしろ、国語教育の可能性にかけてみたいのである。

菅原伸郎（すがわら・のぶお）氏

一九四一年生まれ。早大卒。元・朝日新聞「こころ」編集長。現在は東京医療保健大学教授、早大などの講師。在家佛教協会理事。著書に『宗教をどう教えるか』（朝日選書）、『宗教の教科書 12週』（トランスビュー）、『戦争と追悼——靖国問題への提言』（編著、八潮社）など。

* 次回の「論点・視点」（五月号）は、元産経新聞記者稲垣真澄氏にご寄稿いただきます。

加盟団体をゆく〜星霜・風景・遭遇の旅

《第三回》愛媛県仏教会

加盟団体各位と地域社会との繋がりが、そして、「苦勞や喜びや歩み、思いや願いをお聞きし、インタビュ―を通して皆さんの生の声をお届けする」加盟団体をゆく」第三回は愛媛県仏教会を訪ね、本会の副会長挟間敬宗愛媛県仏教会会長にお話を伺いました。愛媛県は、全国的にみかんの名産地でも知られ、取材に伺う道中にも収穫を間近に控えたみかん畑をいくつも目にしました。



挟間敬宗愛媛県仏教会会長

挟間敬宗会長のご自坊である宗昌寺は、地域の方には「すいしょうじ」の愛称で親しまれている臨済宗妙心寺派のご寺院です。新たに鐘樓を建造中その他、指定文化財の観世音菩薩立像や庭園が落ち着いた和の空間を作りだしており、伝統的なたたずまいの中でお話を伺う事ができました。

※ ※ ※
— 仏教会の活動で、継続的に、また特に力を入れていらっしゃる点についてお話し下さい。

愛媛県仏教会は大きく三つのブロックに分かれています。正確には二七のブロックに分かれています。ですが、近年合併が多いため、少しでも地域間・ブロック間の連携を強めるよう、一年一回の会合及び年三回の役員会を行い、毎年秋には新居浜や宇和島等、五ヶ所で各宗派が中心となり有名講師を招いて講演会を開いております。

愛媛県には、八〇〇近い数の寺院が存在しますが、愛媛県仏教会には約五三〇の寺院が加入しております。残りの寺院に対しても加入を促進しておりますが、過疎状態で無住（住職が居な

い状態）になってしまっている寺院が相当な数ございます。愛媛は御存知の通りみかんが名産で、みかん農家が戦後非常に栄えました。ですが、その後みかんも全国各地で生産されるようになり、みかん専業農家の減少や農家の過疎化が進み、その影響で寺院の住職も減少傾向にございます。極力、「住職が全く居ない」という状態のお寺を少なくしてゆこうと取り組んでおります。

※ ※ ※
— 昨今の様々な社会問題について、感じていらっしゃる思いをお聞かせ下さい。

様々な社会問題に対しての、人の心の持ち方、というのが非常に大きな問題になっていく、と思います。難しい事が大事な訳ではなく、自分に正直である、という事が一番大事だと思います。

宗派に修行に来る僧侶でも、昔は修行というのは本当に知識も何もない状態から始まったのに対し、現在は高校や大学を出てから修行に来るのが普通です。実際はカミソリ一つ満足に使えないのに、頭で色々な事を解釈して、自信を持って修行に入ってくる。すると、言われた事に対して腹が立つようになってしまう、横着になってしまう。自己をどこまで殺せるか、が大

事ですので、我を張ってしまったのはダメです。「初心に帰る」という事は、僧侶であるかどうかに関わらず非常に大事だと思います。

近年は、家族間・友人間でもちょっとした対話というものがなく、下手すると会話すらありません。子供の遊びはゲームが中心となり、竹一本切れのない、鉛筆一本削れない子が普通になってしまっている。教えるもの、教わるものが居なくなってしまうのでしよう。皆が我を張って、横着になってしまっている。素直な心で身近な人々と会話を行えるよう、我々も場を提供してゆかなくてはならない、と考えております。

※ ※ ※
— 現在の仏教界と今後の仏教界の在り方について、指針のようなものをお聞かせ下さい。

先程お話しした、檀家さんの心の持ち方について、檀家さんの心を持っていく必要があると思います。「寺に来い」と言われても、寺は葬儀としての場ととらえられてしまっており、講演会等のイベントをやっても、無理に人を集めて義務的な消化試合のようになってしまいう場合も多いです。それでは檀家さんも窮屈になってしまいうので、リラックスして参加出来る行事を開催することが大切です。



時にはこやか、時には厳しいお話を頂きました

新興宗教の団体は、団体も率先して人を集めていくし、人も集まっています。臨済の高僧、大燈国師は二十六歳で悟りを開いた後に、二十年間社会勉強をするために京都で乞食の中に入って行をしました。釈尊以来の歴史をたどってみても、ただ同じ場所待っていて法を説いた、という僧はいないと思います。

臨済宗では悟った後の修行、「悟後の修行」が大事であると教えますが、自ら法を説いて発信してゆく、という機会が無くなってしまっていると思います。僧籍を取ってから、住職になつてからこそが本当の修行であり、我々も横着にならずに、仏飯で育った事への感謝を忘れずに教化活動に励むべき、と考えています。

―来年財団創立五十周年を迎える本会の活動へのご意見・ご要望がございましたらお聞かせ下さい。

全日本仏教会は、宗派間対話としての唯一の場であり、正直なところ同じ宗派の中でもなかなか対話が難しい場合もある位ですから、大変難しい場合もあるとは思いますが、お釈迦様よりの法を引き継いで、「自分が衆生を引っ張ってゆくんだ」という仏の気持ちをお大切に、あまり宗派意識にこだわらずに対話して頂きたいと思えます。

また、なかなか大変でしょうが関西地区でも各講演会やセミナー等の行事を行っていくと、県仏サイドとの連携も強化され、参加意識も高まってくると思います。そうして、各宗派・各地域で打ち解けた話をできるような場を提供していく事を望みます。(談)

※ ※ ※

第三回を迎える本取材ですが、訪問先で各宗派・各仏教会等、加盟団体の特色を肌で感じる事ができ、非常に勉強になります。今回の狭間副会長のインタビューにおいては、臨済宗僧侶としてのあり方を通して、我々僧侶の生き方はどうあるべきか、という非常に強いメッセージを頂きました。

私自身も天台宗の僧侶ですが、大学

を卒業してから比叡山に修行に入った折、最初は竹一本満足に切ることができませんでした。インターネットや本が手元に無ければ竹の切り方も草花や虫の種類も一切わからない、というのは、恐らく私に限った事ではなく、現代の子に良くある問題ではないかと思えます。

効率や実用、娯楽に偏ってしまった都市部の生活スタイルや教育にも原因もあるのですが、何よりも、私を含めた現代の若者がそういった情緒的・情操的なものに対しての関心が非常に薄く、インタビュー中であつたように家族間・友人間の対話すらおっくうだ、という後輩や同年代の知人も少なくありません。

人との対話や相互理解の為に時間を使うのはおっくうでも、電車やバスでの移動中ですら携帯でテレビを見て、音楽を聴きゲームをしている若者は日常的に目にします。移動中の時間を楽しむのが悪い訳ではありませんが、公共の場を移動している最中でも、自分の時間は当然自分のものだから何をやっていても自分達の自由だ、という風潮は日増しに強くなってしまっている気がします。便利になった分だけどんどん横着になり、我を張ってしまふようになってしまふという、現代の効率先行・知識先行の危うさを改めて

痛感させられました。

また、お話の中で「お寺にどうやって足を運んで頂くか」という事を熱心にお話頂き、「釈尊のように、自ら法を説いて諸国を回り、衆生を救うのが本来の我々僧侶の使命であり、大燈国師・夢窓国師・聖一国師等の歴代の高僧も、一からスタートしての修行にはげみ、悟りを開いた後も修行を続けてゆきました。現代の人々も横着になつてしまっている、とお話しましたが、我々僧侶も横着をしてしまつてはいけないと思います」とのお話は、とてもすげえ寺院内での活動に終始してしまいがちである現代寺院への示唆に富んでいる、と思います。「僧籍を取つてから、住職になつてからこそが本当の修行である」とのお言葉を胸に、気を引き締めて一日一日を送つてゆかねば、と考えさせられました。

本会も財団創立五十周年を迎えて、これまでの五十年を振り返るだけでなく、「NEXT50」、次の五十年に向けて新たな一歩を踏み出してゆく必要があり、今後も広報活動の充実化に努めてゆく所存です。加盟団体の皆様には、情報提供並びに取材協力をよろしくお願いいたします。

(西野)

判例に学ぶ①

——加持祈祷も損害賠償の対象となる！——

本会顧問弁護士 長谷川 正浩

今回、「論点・視点」「加盟団体をめぐ」に続いて、『全仏』誌上において長谷川正浩本会顧問弁護士に「判例に学ぶ」コーナーを執筆して頂けることとなりました。

過去の判例を通じて現在の問題点を考えていけるよう、今後も掲載を続けていきます。

宗教行為は、政教分離の原則により、国家権力から干渉を受けることはありません。しかし、宗教行為が刑法法規に抵触したり、公序良俗に反するようなことになれば、裁判所の介入を受けることとなります。

今回は、加持祈祷が公序良俗に反するとされて、僧侶が損害賠償義務を負った事例を紹介します。

事案の概要

訴えたのは、名古屋市に住む津田沼豊さん（仮名）。九歳の娘さんが先天性の難聴であろうあ学校で機能回復訓練をしていたが、なかなか治らない。あ

るとき加持祈祷や温灸で難聴治療をしている中山義顕師（仮名）を知り、その治療法で難聴の治療を受けました。中山師は医者で治せなかった難聴を治療させた例を話しながら、

「この子の難聴は一年の内には治る」などと話しました。定められた料金は一回二千元でしたが、津田沼さんの家族三名も一緒に祈祷する必要があるのであるという理由から六千元を加えて、一回八千元でした。そして昭和五十一年十一月から同五十四年三月まで合計七三七回にわたり合計五八九万六千円を中山師は受領しています。中山師の行った施術の内容は、判決によると以下の通りです。

- ① バイブレーターによるマッサージ
- ② 温灸、患者の身体の上にタオルと八つ折りにした市販の紙を重ねて置き、その上から特製の円筒型のもぐさの固まりに点火した部分で軽く圧して皮膚を温める。全身数十箇所ツボに約十分間これを施す。
- ③ オリーブ油を脱脂綿に染み込ませて

耳に入れる。

④ 抜き取り封じとして市販のプラスチック製の色付きコップにざらめ砂糖を入れ、その上に人形を印刷してある紙を細かく折って入れ、コップに蓋をする。その蓋の上に悪霊を押さえる意味の梵字が印刷されている紙を約十分間、呪文を唱えながら糊で貼り付ける。

⑤ 延命封じとして、鬼を追い払う意味の文字と六体地藏の図案が書いてある紙を患者の身体に当て、これを二重の封筒に入れて川に流す。

というものでした。

しかし、娘さんの難聴は好転することも治癒することはありませんでした。

裁判所の判断

一、中山師が「難聴が治る」と言ったことの意味は何か。
津田沼さんは、中山師が一年の内には治ると約束したのに、治らなかったのだから、債務不履行の責任を中山師が負わねばならないと主張しました。しかし、裁判所はこれを認めませんでした。裁判所は次のように判断しています。即ち、

「中山師が用いた施術の方法は、マッサージ、温灸などが付随的に用いられてはいるにしても、主は加持祈祷である。津田沼さんも中山師の言葉を完全に信用したわけではなく、い

わば一縷の期待を持って中山師に治療を委ねたものと認められるし、中山師の言葉も契約の誘因としての意義を持つにとどまる。仮にその言葉に誘因の範囲を超えるものが有ったとしても中山師が約束をしたこの言葉をもって契約内容に法律的效果を与える価値があるものとは認められない」

要するに「一年の内には治る」ということは「申込の誘因」にすぎないと云いました。申込の誘因とは「他人を勧誘して申込をさせようとする意志の表示です。例えば借家の広告みたいなものです。借家の広告をみて「借りた」と言っても直ちに賃貸借契約が成立するわけではありません。大家の方で、この借り主なら大丈夫という判断をして貸しましょうというはじめて賃貸借契約が成立します。本件でも「一年以内には治る」という言葉に誘われて「お願いします」と言っても治療契約は成立しない、法律上の意味を認めないというわけです。

二、それでは、中山師には全く責任はないのでしょうか。裁判所はまず次のように判断しました。

「①中山師の施術行為は医師法第十七条で禁止されている医療行為ではない。
②また、あん摩マッサージ指圧師、

はり師、きゅう師及び柔道整復師法第一二七条で禁止されている医療類似行為でもない。

③中山師の加持祈祷自体が公序良俗に反するものでもない。
と述べた後、続けて次のように判断しています。

④しかし、それが人の困窮などに乘じて著しく不相当な財産的利益の供与と結合し、この結果当該具體的事情の下において、右利益を受させることが社会通念上正当視され得る範囲を超えていると認められる場合には、その超えた部分については公序良俗に反し、無効となるもとの解すべきである。」

続けて判決は右④を具体的に説明して、

「本件においては津田沼さん及びその家族は医師からも見放された娘さんの難聴を治すため、いわばワラをもつかみたい心境にあり、これに対し中山師は過去に難聴を治癒させた例のあることを引き合いに出し、難聴も治癒できる旨を言明して津田沼さんを契約締結に誘因し、合計七三七回に渡り、ほとんど毎日のように通わせ、加持祈祷を続け、一回八千円、合計五八九万六千円という高額な料金を取得したものであって、以上のような事情の下では、その料金全額の利得をそのまま認めるのは著しく

不相当であり、社会一般の秩序に照らして是認できる範囲を超えているとはいえず、一回の料金が二千元と決められていること、また一年のうちに治す等言明し、しかも高額な料金を取得し続けてきたのであって、こうした点からすると、相当期間経過してもなお病状に回復の兆しがないれば、津田沼さんにその事情を通知し、施術を続けることの再考を促すべきであったことなどから、中山師が津田沼さんから受けた料金のうち、初めの一年間三五四回について一回当たり二千元、合計七十万八千円は中山師の取り分と認められるが、その他の五一八万八千円は公序良俗に反し、契約はその限度で無効である。」

この判例から学ぶべき内容

加持祈祷を行われる多くの僧侶の方々は、御自分の加持祈祷の力、念力に大いに自信をお持ちの方もいらっしゃると思います。

「必ず治りますよ。」

と自信を持って云ったとしても、まあ、ここまでは許される、相手の方も治るとの確信を持って信用してしまうということがなければ、ということだと思います。ここは、つらいところです。信者が本心に信じてしまっているというのであれば、反対に必ず治してあげなければなりません。治すことが出来ない

と場合によっては詐欺行為となってしまうかもしれません。もともと僧侶が確信をもって治ると信じていたなら騙す意志はなく詐欺行為と切り切ることは疑問もあります。

しかしながら、騙す意志は毛頭なくとも、ある程度加持祈祷を続けていながら、回復の兆しがないのであるならば、御自分の加持祈祷の力に疑問を持たなくてはならないということだと思います。そして加持祈祷を続けるかどうかの判断を加持祈祷をうける方に改めて問い直すべきである、ということでしょう。

何の疑問も持たないということになれば、治らないにも拘らず祈祷者が自己の力に疑問をもたなかったという点に過失があると判断されてもやむを得ないという事になります。

新しい規制の動き

占いを通じて消費者の不安をあおり、高い料金で祈祷などを受けさせる悪質な商法を特定商取引法にある規制の対象にしようという動きがあります。「祈祷サービス」関連の国民生活センターへの相談件数は平成十七年中八一九件と三年前の一・九倍になっているという事です。そこで経済産業省では、これらを規制の対象とすべく、消費経済審議会に諮問して、本年四月下旬に答申を受け、政令を改正して六月に公布する方針とのこと。改正されれば

ば消費者はクーリングオフ（解約）できるほか、業務停止などの行政処分の対象となります。（日本経済新聞平成十九年三月十三日）

（参考判例）

名古屋地方裁判所 昭和五十八年三月三十一日判決（昭和五十四年（ワ）二二四二号事件）

（参考文献）

『宗教トラブルの予防・救済の手引き』（株）教育史料出版会 一九九九年刊
日本弁護士連絡会・消費者問題対策委員会著

『Q&A宗教トラブル110番』

（株）民事法研究会 二〇〇四年刊

山口広・紀藤正樹・滝本太郎著

『カルト宗教のトラブル対策』

（株）教育史料出版会 二〇〇〇年刊

山口広・平田広志・中村周而・紀藤正樹著

長谷川 正浩 本会顧問弁護士
略歴

一九四二年、愛知県生まれ。早稲田大学大学院法学研究科修了。弁護士、日蓮宗蘇東教会担任、文科省宗教法人審議会委員、大正大学人間学部講師（宗教法人法）。著書『墓地・納骨堂をめぐる法律実務』（共著）『寺院運営の税務相談』『寺院運営の法律入門』『宗教法人の法律相談』（共著）他。一九七九年から本会顧問弁護士を務める。

警視庁からの協力要請について

先般二月に東京都港区内で起った暴力団同士の抗争事件に対応する為、三月十三日付で、安原晃本会理事長は下記の「組織暴力団の義理かけ法要への協力を止めよう！」とのプレスリリースを報道各社に行いました。

三月十六日付、警視庁組織犯罪対策課より暴力団排除に対する協力要請が届きました。誌面の関係で全文の掲載は難しいので、詳細は左記全仏ホームページ等をご参照下さい。

<http://www.jbf.ne.jp/>

以下、概要を一部抜粋して掲載致します。

要請内容（抜粋）

特に最近では、組長の交代による襲名披露や対立抗争に伴う葬儀・法要等のいわゆる「義理かけ」が目立っており、地域住民等に大きな不安を与えている状況にあります。（中略）つきましては、貴仏教会におかれましても暴力団の威力誇示や資金獲得のための義理かけ等の活動を阻止し、地域住民の安全を確保するため、会員各位に対して、改めて暴力団との関係遮断の徹底を図っていただきます。

- ・暴力団の「義理かけ」と判明した場合の葬儀・法要の拒否
- ・迅速な警察への連絡・相談

等の諸対策について、周知方をよろしく願います。

また、具体的な対応要綱についても警視庁組織犯罪第三課及び（財）暴力団追放運動推進都民センター等が中心となり「暴力団対応ガイド」が発行され広く活用されております。

- ・毅然とした態度
- ・信念と気遣
- ・冷静な対応
- ・具体的対応として、
- ・有利な場所での対応・複数で対応
- ・相手の確認
- ・用件の確認
- ・慎重な言葉の選択・妥協せず、筋を通す
- ・対応内容の記録化
- ・機を失しない警察への通報と暴追都民センターなどへの早期相談

資料請求に關しましては左記までお願い致します。

警視庁組織犯罪対策第三課

暴力団排除第一係

東京都千代田区霞が関二―一―一

電話 03―3581―4321

(内線4431113)

財団法人 暴力団追放運動推進都民

センター

東京都千代田区内神田一―一―五

電話 03―3201―2424

組織暴力団の義理かけ法要への協力を止めよう！

財団法人全日本仏教会は、百三の伝統仏教の宗派や都道府県仏教会、各種仏教団体で構成する連合体です。

昨年六月開催の理事会・評議員会において「暴力団の威力誇示や資金集めに利用される葬儀法要への対応」を協議致しました。その内容は、第二十四回全日本仏教徒会議三重大会（昭和五十一年）で暴力団による「威力誇示や資金集めに利用される恐れのある葬儀法要等は拒否しよう」と決議されたことを再度周知徹底する。また、「義理かけ」と呼ばれる葬儀法要を拒否する危機管理体制を整える必要があると出席の理事・評議員より賛同を得ております。

本会加盟団体の各寺院において指定暴力団の義理かけ法要が行われた場合、多くの市民の方々より社会的な認識を問われる問題となることでしょう。私どもは、仏陀の和の精神を基調とした仏教文化の宣揚と世界平和への寄与を目指す団体であり、広く国民のご理解を戴けるよう様々な仏教文化活動をしてまいりたく存じます。

第二回 同和・人権問題連絡協議会開催

同和・人権問題連絡協議会が二月七日午後一時より、京都・真言宗智山派宗務庁会議室に於いて行われた。参加者二十四名。

最初に安原晃理事長の開会の挨拶があり、次に部落解放同盟中央本部組坂繁之中央執行委員長の挨拶の後、部落解放同盟京都府連合会西島藤彦書記長から提言発題があった。

質疑応答と懇談の後に、総務部より朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨返還問題への取り組みと現況報告があった。



西島藤彦書記長

部落解放同盟中央本部組坂繁之中央執行委員長は、「部落解放同盟は全国の三十七都府県の連合」であり、二千近くの支部で構成されている。北海道と

沖縄に支部はなく、東北では非常に少ない。部落のないところには組織は作らない」とこういった方針でやってきていると、先ず解放同盟の組織構成を説明された。続いて、「社会の中で一番難しいのは部落解放運動である。差別の中で反社会的になってしまった人も沢山いるが、その反社会的な場所に入る人達を何とか食い止めてまともに生きていきたい。そういう事も、我々の運動の大切な役割だとも思っている。一連の不祥事については真摯に反省しなくてはならない。この様な事が再び起らないように総点検運動を大々的に行っていく。今こそ我々は一致団結し、人権から平和、民主主義・環境といった普遍的で大切な問題をしつかりと確立するために、努力する」と述べた。

「同和・部落差別問題、人権問題の解消に向けた啓発と取り組みについて」

部落解放同盟京都府連合会西島藤彦書記長は、「平成十四年三月に、特別措置法が解除され、その事により、経済的に教科書を買えない同和地区の子ども達が進学出来なくなる事は、特別措置法の進めてきた経済的な差別撤廃という成果の後退になりかねない。そうであるなら、経済的困難な全ての国民家庭に対処した法規制度を作るべき

というような運動をしてきた。そして新たに、経済的困難な状態を抱える全国の子供たちを対象とした奨学金制度が誕生した」と述べ「未だ発覚する部落地名総監について、就職に関わる履歴書が、その本人にとりまく環境全てが確認できるようなものを企業は社用費を使って当たり前のよう調べて出されてきた。しかし履歴書にその様な事項を書き込ませる事は法律的に違法である。様々な背景を持った子ども達は、自分たちの能力や努力が評価されず、持っている背景によって企業で評価される。そんな社会を変えていきたい」として、平成十一年に職業安定法が改正された」と現況報告をされ、「部落解放同盟が進めてきたあらゆる運動の基は差別撤廃であり、それは全ての国民に関わる問題である。今回は、近畿圏のいくつかの支部で不祥事あったが、その事によって差別撤廃、または啓発といった取り組みが後退しないように信頼を取り戻し、来る三月に行われる全国大会の中では、活発に論議し、方向を確認して、改めて信頼回復の取り組みを前進させていきたい」と話された。

「朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨返還問題」への取り組みについて

総務部より現況報告並びに協力要請がされた。

先ず、厚生労働省の中に人道調査室が設けられ国内の情報収集・実地調査の担当の事務所が作られた経緯が説明

された。

本会では、この問題に対する連絡協議会を設置開催するとともに「人権セミナー」開催等、加盟団体の理解と情報提供の進展、実施調査にむけた取り組みが進むよう努力をしている。このことは、理事会・評議員会に於いても、度々、各関係諸官庁を招き、要請に基づいた説明を行ってきた。また、各加盟団体から提供された情報や政府への情報提供の取り扱いとこれまでの情報に基づいた現地調査が実施されている旨の説明がされた。

戦後六十年余りが経過し、遺族の世代も代わり、寺院の世代交代等も加わり、この遺骨返還に伴う状況が大変厳しくなってきた。この機会を捉え、積極的に遺骨返還に対し協力して、一体でも多くの遺骨を返還する為に今後情報提供をお願いしたいと、加盟団体参加者に要請した。

午後三時閉会となった。



真言宗智山派智山教化センター主催第三十八回現代教化フォーラム
仏教と倫理 ～死者とのかかわりから問い直す～

講師 末木 文美士氏(東京大学大学院教授)

二月八日(木)、真言宗智山派総本山智積院別院真福寺地下講堂にて、智山教化センター主催の第三十八回現代教化フォーラム「仏教と倫理～死者とのかかわりから問い直す～」が、講師に末木文美士氏(東京大学大学院人文社会系研究科教授)をお招きして開催された。

現代教化フォーラムには前回(二人)生のすべての出来事には意味がある」講師諸富祥彦氏：『全仏』誌523号に取材記事掲載)に続いて連続で参加、取材をさせていただいた。



末木文美士氏

方向を失った時代

東西冷戦終結後、時代は良い方向へ向かっていくと考えられていた。しかし、戦時中にまして殺戮が増え、環境

破壊が進んできてしまった。そして、何をどうするかという問いに対する、積極的な指針、理念がない。その中で向かっていく方向そのものがバラバラになり、価値観の対立がむき出しとなり、冷戦中であれば「人類は良くなつていくという理想」に向かって折り合いをつけることができたが、その理想もなくなり修正をすることができなくなった。

仏教者の求める平和とは

仏教は平和の宗教だといわれる。そして、仏教者は「平和」を求める。では、そのときいいう「平和」とは何をもって「平和」というのか。「良い世界に向かっていきますよ」というような幻想論・理想論を言ったとしてもどうにもならない時代になっている。抽象的な回答ではなく具体的な回答が、具体的に何処まで「平和」を問い、答えられるかが問われてくる。今までのように「議論を尽くせば最大の結果が得られる。人間は理性をもっているのだから、その理性に従っていけば正しい答えが出る」というようなことは在り得ない。むき出しになった価値観の違いの元を問うていくことが重要である。

仏教の社会参画

冷戦終結後、社会が目標を持って発展していく中で仏教はどういう活動ができるのかという方向性が立ち上がってきた。ベトナム戦争時、ベトナムの僧侶が戦争に反対し焼身自殺をした。そういったところから社会参加仏教という言葉が生まれた。帝国主義の国に対してアジアの近代化の中で独自の思想を打ち出してきたものである。そうした中でリベラルな運動と結びついてきた。そうした動きに対して反対ではないが、そういう考え方だけでは、本当の宗教の宗教性、仏教らしさが消えてしまう。社会参加ということが先走っていつてしまうとしたら危険である。もう一度立ち止まって考え直す必要がある。

仏教と倫理

社会的活動をしていく中で、人間が社会の中で何ができるのであろうかという問いと結びついてくるのが倫理であるのであれば、倫理でできないところにあるのが宗教であり仏教であるといえる。倫理とは何か。絶対的な根拠としてあるものではなく、「人の間」にあるもの、人と人の間でお互いに規制していくこと、それが倫理である。その時その時で倫理は変わる。倫理自体が目的ではなく、そこに固執する必要もない。倫理・道徳から離れたところに宗教がある。倫理では解決できない問題がある。それこそ宗教の問題である時代の問題に答えていくことに仏

教の問題があるのではなく、時代の中にある価値観をもう一度問い直すことに宗教の根本の問題がある。

死者とのかかわり

根本的な問題を見つめるとき、手掛りとなってくるのが伝統仏教の歩んできた歴史である。過去を検証していく中で仏教のありようが見えてくる。試行錯誤の歴史を生かささない手はない。今生きているわれわれがここにいる。生きていくこの「領域」を形成してきた死者の「成功した歴史」・「失敗した歴史」とかかわっていく。その中で、自分達の領域を再度見詰めなおしたとき、その領域の狭さを知ること気が付く。過去をきちんと見詰めることができたとき、今がみえてくる。

向かい合う事実

解らないことが大事。解らなければ謙虚に聞ける。理屈で全てを割り切らず、理屈で出ない問いかけを受け、説明にならないところに戻っていくことが大事である。向かい合う事実をはっきりすることが重要である。

* * *

全体の講演を通して、検証・事実確認、そして、かかわりを生かし、かわりに生かされた繋がりの重要性を強く感じた。

本会も、「縁」を機軸に五十周年事業を展開中である。

五十一年目からの仏教界挙げてのあゆみが問われてくる。(江口)

事務総局録事

二月(十一～二十八日)

十三日▼局内会議

▼社会人権審議会(社会部会)

▼国際仏教興隆協合理事会出席

十四日▼社会人権審議会(人権部会)

十五日▼国際交流審議会

▼自民党新春懇親会出席

▼愛知県仏教会取材

十六日▼第四十回全日本仏教徒会議神奈川大会部会

▼比叡山宗教サミット二十周年記念「世界宗教者平和の祈りの集い」開催準備委員会主催

「日本宗教代表者会議」発会式並びにレセプション出席(於ウエスティン都ホテル京都)

十九日▼全日本仏教婦人連盟 新年修正会出席

二十一日▼電通来局

二十二日▼無料法律相談室

二十六日▼江口定信執事長追悼式参列

▼事務総局連絡会

二十七日▼日本タイ王国修好百二十年記念レセプション出席(於帝国ホテル)

三月(一～十日)

二日▼少年法「改正」法案問題点の解消を求める市民集会出席

三日▼部落解放同盟第六十四回全国大会出席

七日▼無料法律相談室

八日▼局内会議

▼名館会来局

▼第一回論説委員会

▼民主党仏教議員連盟設立総会出席

九日▼電通来局

十日▼春季慰霊法要参列(於 東京都慰霊堂)

岩間 湛正師(本会前常務理事)

一月一日遷化 七十歳

江口 定信師(本会元評議員)

十二月二十九日遷化 七十三歳

浄土宗大本山増上寺執事長

就任

社会人権審議会

小林正道(事務総長推薦)

人事

訂正

本誌五二四(平成十八年十二月)号二頁掲載の「仏陀生誕二千五百年記念祝賀行事開催」記事の中に、「仏陀生誕」という表現がありますが、本行事は仏暦(仏滅を始まりとする)紀元二千五百五十年であることを祝賀する趣旨として行われたものであります。ここに謹んで訂正させていただきます。また、前号(五二五号)の八頁「第二十四回WFB日本大会」の中で、十一月十四日(金)～十七日(土)と掲載しましたが、十一月十四日(金)～十七日(月)の誤りでした。

また、「財団創立五十周年記念事業特別協賛寄付者御芳名」の中において、寄付者様四行目

山茂岱定
と掲載致しましたが

川茂岱定
の誤りでした。(敬称略)

謹んで訂正させて頂きますとともに、不手際により大変ご迷惑をおかけしましたこと、関係各位に心よりお詫び申し上げます。

『全仏』誌 表紙写真募集のお知らせ

機関誌『全仏』におきましては、五十周年を迎えるにあたり、地域の縁・アジアの縁、そして世界へを統一テーマとして、人と人とのコミュニケーションを柱とした広報活動を進めております。

今回、五十周年を契機としまして、「縁」をテーマとしたお写真を募集いたします。応募にあたりましては特に条件等はありません。また、お送り頂いたお写真・ネガ等は責任を持って返却させていただきます。

尚、お送り頂いたお写真が多数の場合、掲載が出来ない場合がございます。旨ご了承下さい。

送り先
〒105-0011

東京都港区芝公園四一七-四
財団法人 全日本仏教会内 広報文化部

kouho@jfine.jp

★今月の表紙について★

インドを旅していると、あちこちで牛に出会う。牛はインド太古より聖なる動物と崇拜され、道を歩む姿は堂々とし、美しささえ感じる。積尊の姓はゴータマ(Gotama)。「最も優れた(tama)、牛(go)」を意味する。(エローラにて)今月のお写真は浄土真宗本願寺派正法寺の御住職 白川淳敬師にご提供頂きました。この場を借りて御礼申し上げます。

無料法律相談室

長谷川正浩顧問弁護士による、無料法律相談を毎月第二、第四木曜日の午後開催しております。本会事務局03(3437)9275へ事前予約の上おいで下さい。

救援基金へのご協力をお願い

世界各地で、災害支援・飢餓対策・人道支援を必要とする人々が多数存在しております。

本会では、国内外における災害支援や人道的支援等に対し、緊急且つ迅速な支援対応をすべく、救援基金口座を開設しております。加盟団体、各ご寺院、檀信徒、門信徒のみなさまの救援のご寄付をお寄せ下さい。

尚、お寄せ頂いた救援基金は被災地域へのお見舞い、救援費など状況に応じた支援をいたします。

救援金の送付は下記の要領でお願い致します。

記

郵便振替口座

口座名義 全日本仏教会救援基金

口座番号 00110191704834

お問い合わせ

財団法人 全日本仏教会事務局

電話 03(3437)9275

FAX 03(3437)3260

救援基金寄付者御芳名

(平成十八年十二月一日～平成十九年三月三十一日)

「寄付者」 北条仏教会

(敬称略)

『財団創立五十周年記念誌』への資料提供のお願い

平成19年度。いよいよ、財団創立五十周年記念事業が挙行されます。

財団創立50周年記念式典(8月23日)・第40回全日本仏教徒会議神奈川大会(11月19・20日)

第24回 WFB世界仏教徒会議日本大会(2008年11月14日～17日)

上記3事業に先立ち、本会ホームページの完全リニューアルを予定しています。

そして、最終事業として、2009年に財団創立五十周年記念誌を発刊いたします。

つきましては財団創立五十周年記念誌の発刊にあたり、WFB世界仏教徒会議日本大会・全日本仏教徒会議開催時等の資料やお写真(スナップでも結構です)の提供をお願い致したく、募集をさせていただきます。色々な記念の写真や、スナップ等、皆様の心よりのご協力をお待ちいたしております。

『全仏』誌欠号提供のお願い

本『全仏』誌もお陰様をもちまして発刊以来50有余年がたちました。

その間には、事務所の移転も2度あり、残念ながら本会事務局が保管しております『全仏』誌(特に発足時の『全仏通信』)に欠号が多数あるのが現状です。

つきましては、50周年を契機に全号を揃えたく、ここをお願いをするものであります。

是非、皆様のお手元(ファイル・書庫等)にごございましたらご協力いただけましたら幸甚に存じ上げます。

第1・2・4・6・10・12・13・14・15・22・26・27・29
31・52・54・77・97・99・101・104・106・107
115・117・118・120・195・196・197・198号
が欠号となっています。よろしく願いいたします。

尚、『全仏』誌欠号・資料・写真等のご返却を要する場合はその旨お申し付けください。責任を持ってご返却させていただきます。